絶し來つたのであるが、上京中の工場長が八月二十四日歸來すると共に最高幹部會で協議したるも從來通管野組を通じて來る以外直接會見には應せざることに決定したのである。然るに管野組に在りては今回の賃銀問題は人夫側に同情する點もあるも、進んで會社側に要求の取次の態度にも出でなかつたのである。

かゝる內右翼團体の介入せんとするあり双方の關係漸次尖鋭化すると共に本爭議の他工場へ波及するを憂へた會社當局は二十六日に至り本工場の人夫供給請負業組合長にして且つ大株主たる大牟田商工會議所會頭田畑守吉に解決斡旋を依頼することとなつた。

十二、解決狀況

右會社側より依頼された調停者は解決條件の腹案を作り、二十七日の會合に於て之を提出したのである。

其の內容は

一、賃銀は一割乃至二割の引上げをなすこと

二、勤續手當は一年以上二年未滿は一日五錢、二年以上三年未滿は一日七錢、三年以上は一日十錢とすること

三、賃銀は毎月一日より末日迄の一箇月分を翌月十日に支拂ふこと

四、賃銀は一日八時間勞働を基準とし殘業は一時間一割增とすること

五、休業手當は一日六十錢とすること

六、解雇手當は一年以上二年未滿は十日分、二年以上三年未滿は二十日分、三年以上は三十日分とすること

七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

六十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

七十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

八十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

九十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百二十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百三十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百四十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百五十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百六十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百七十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百八十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

百九十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百二十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百三十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百四十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百五十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百六十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百七十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百八十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

二百九十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百二十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百三十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百四十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百五十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百六十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百七十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百八十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

三百九十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百二十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百三十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百四十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百五十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百六十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百七十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百八十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

四百九十九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百九、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十一、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十二、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十三、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十四、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十五、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十六、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十七、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十八、爭議中會社側の解雇したる者は原則として復職せしむること

五百十